

第1回 ワークショップ



- 検討事項の説明
- 整備事例の紹介

1

みなさんに考えて欲しいことは？



◆ 区画整理によって生まれ変わるまち並みについて

① 安全・安心で快適な自転車走行空間をつくるためには？

歩行者、自転車や自動車に乗る人など様々な立場の人が、お互いに使いやすい道路にするため、それぞれの目線で考えましょう。

- ◆対象路線
(都)三枚橋錦町線

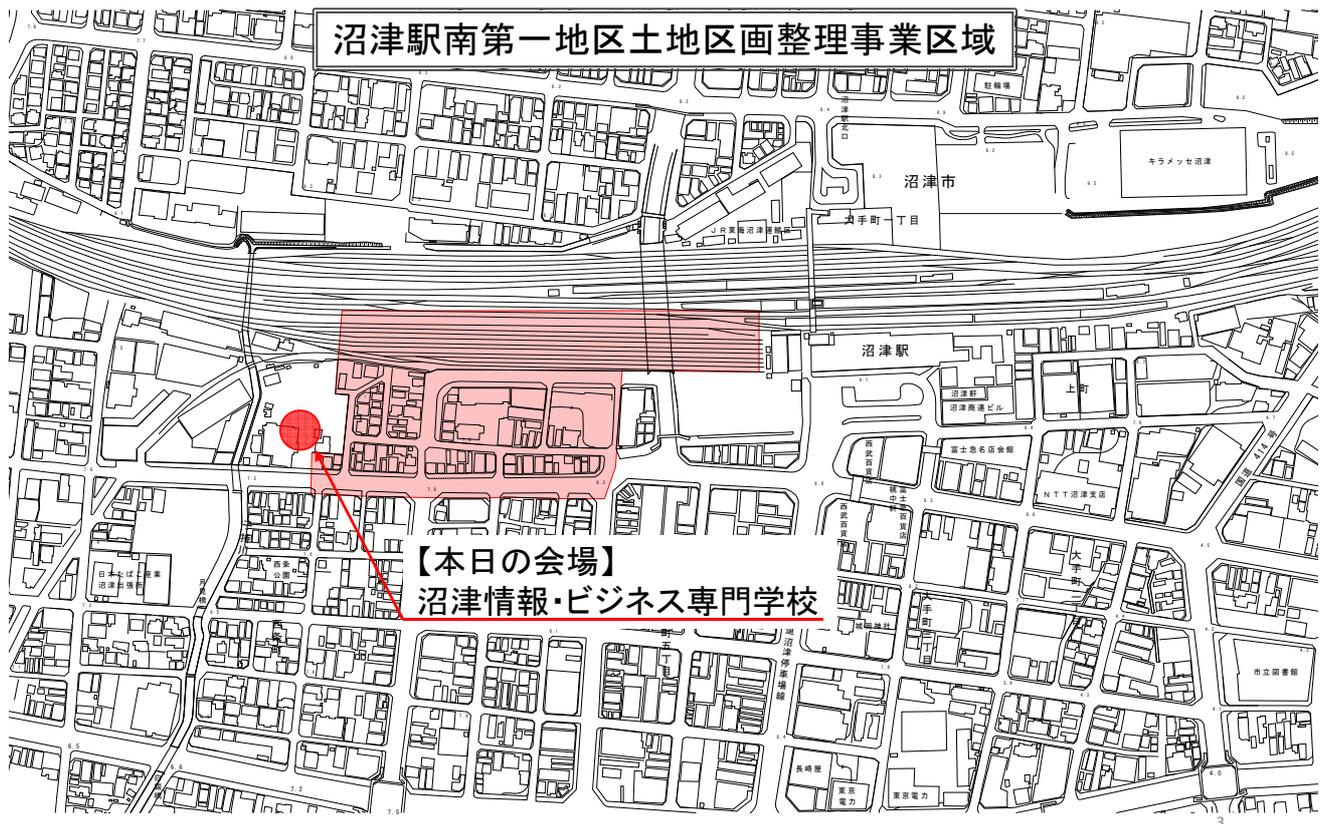
② 快適な歩道空間をつくるためには？

このまち並みには、どんな植栽や舗装材がふさわしいか、緑豊かで歩きやすいまち並みをつくるために、地域や個人、団体として何ができるのか考えましょう。

- ◆対象路線
(都)三枚橋錦町線、(都)添地本田町線、(都)添地西条線

2

みなさんに考えて欲しいことは？



みなさんに考えて欲しいことは？



対象道路

対象とする道路の概要

路線名：都市計画道路 三枚橋錦町線

代表幅員：27m

車線数：4

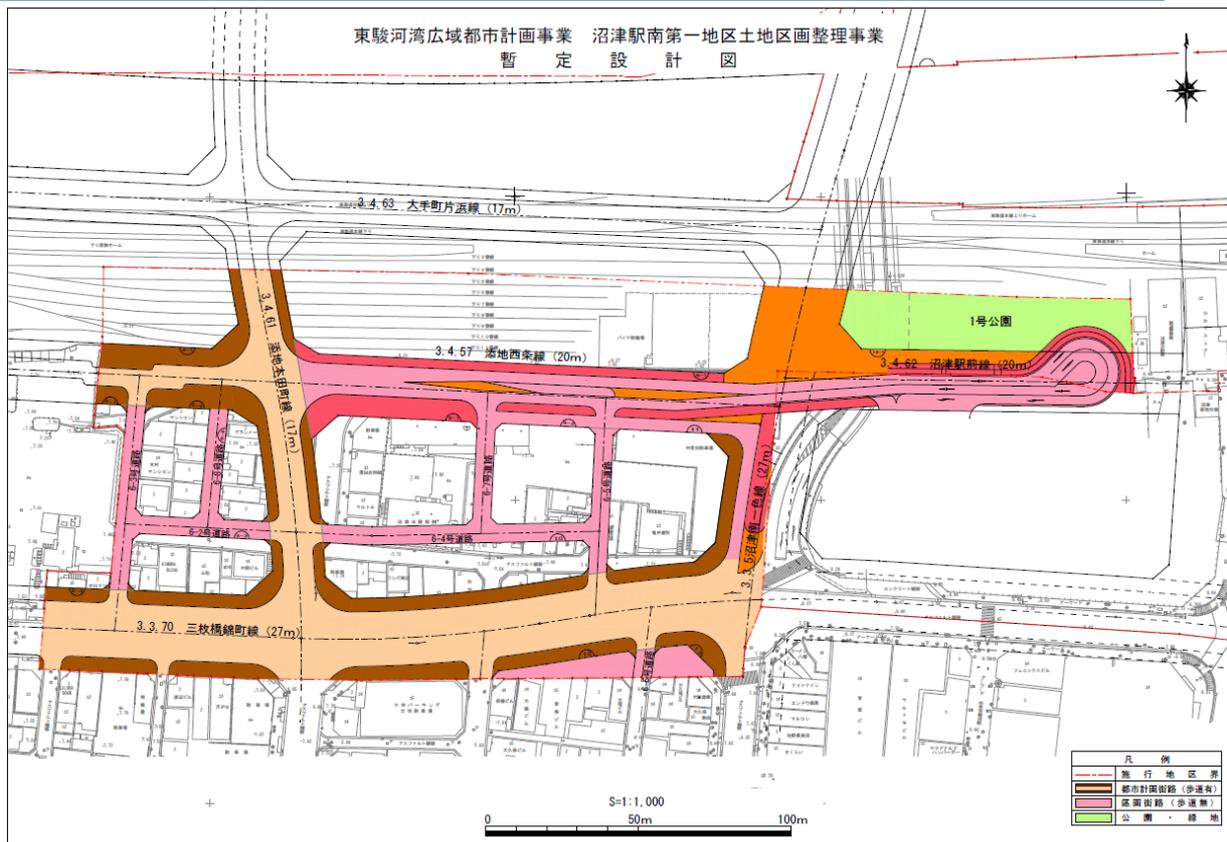
起点：三枚橋町

終点：本字錦町

周辺における土地利用規制：商業地域

建ぺい率：80% 容積率：500%

みなさんに考えて欲しいことは？



5

みなさんに考えて欲しいことは？

① 安全・安心で快適な自転車走行空間をつくるには？

みなさんが自転車に乗るときに感じること、自転車に乗っている人に感じることは何ですか？

- ◆ 自動車がすぐ近くを走ると怖いな・・・。
- ◆ 歩道を自転車が走ると安心して歩けないな・・・。
- ◆ 自転車はどこを通ったらいいんだろう・・・。

⋮

歩行者と自転車が通れる場所は分けた方がいいのかな？

自転車が安全に走れるようにするには？

6

道路交通法の改正

- ◆ 自転車利用者の増加
- ◆ 歩行者と自転車との接触事故の増加



道路交通法の改正

7

自転車の安全な乗り方とルール

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。
したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

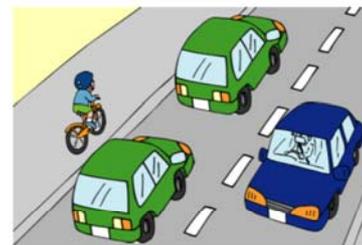
- ◆ 自転車が歩道を通行できる場合



道路標識等で指定
された場合



運転者が13歳未満の子ども
70歳以上の高齢者
身体の不自由な方の場合



車道又は交通の状況から
みてやむを得ない場合

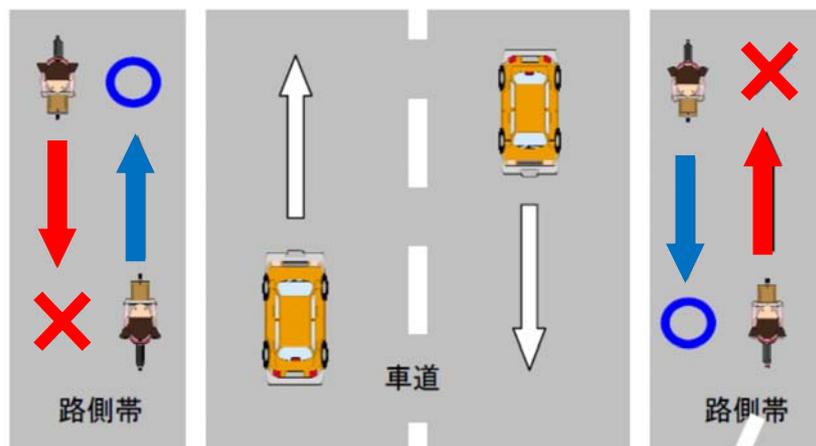
ただし、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

8

2. 自転車は車道の左側を通行

歩道等と車道の区別のある道路では、自転車は軽車両であるため、基本的に、車道を通行しなければならない。

道路(車道)では、基本的に、道路の中央から左側の部分を通行しなければならない。



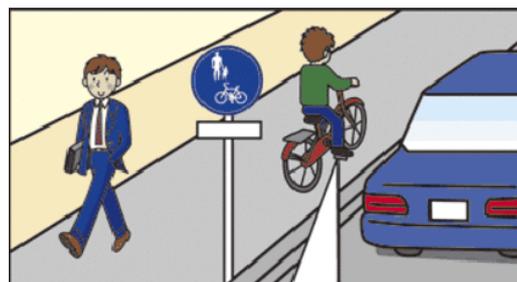
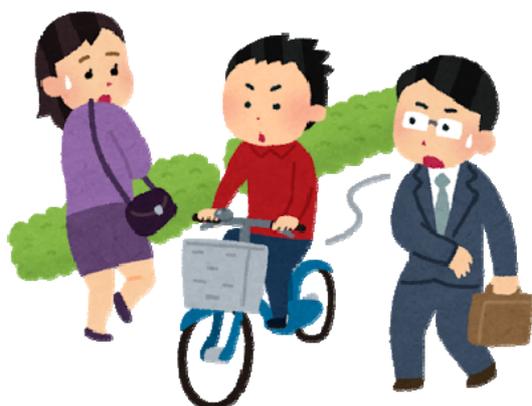
自転車は自動車と同じであるため、道路を右側通行することは禁止です。

9

3. 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならない。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

- ◆ 歩道は歩行者優先
歩行者に優しい運転が基本！！

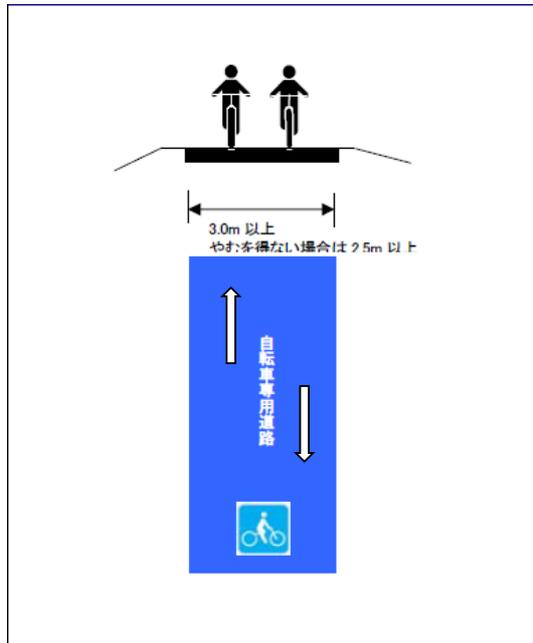


車道寄りを徐行し、歩行者に十分配慮！

歩道では、歩行者に危険がないように、徐行するのが原則です。

10

① 自転車専用道路

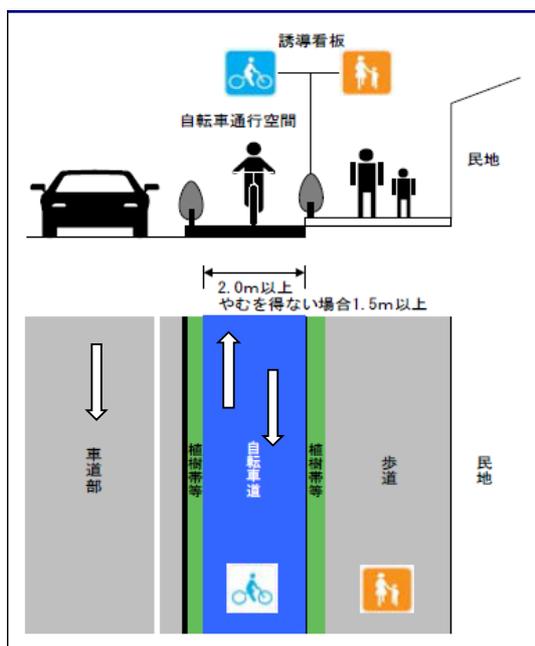


サイクリングロードと呼ばれるものもあって、自転車以外の通行は認められていない一般的な道路とは独立した道路。



11

② 自転車道路

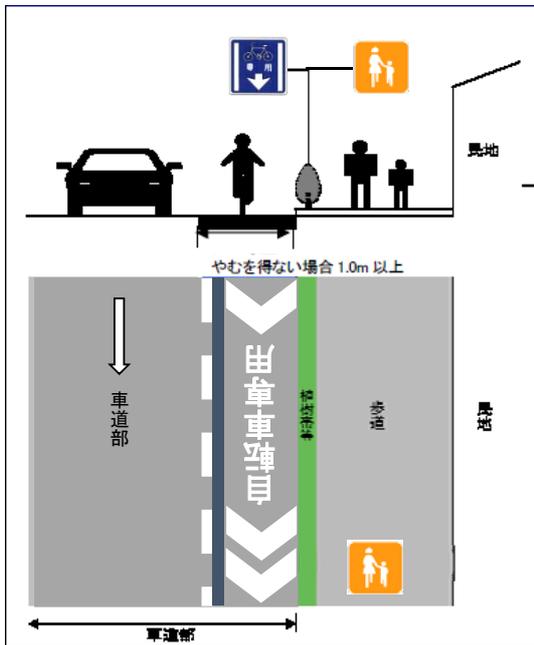


- 道路の一部として車道に併設され、**工作物**によって車道だけでなく歩行者のための歩道からも分離された道路。
- 自転車以外の通行は認められていない。
- 一方通行が基本だが、暫定的に双方向通行できる。



12

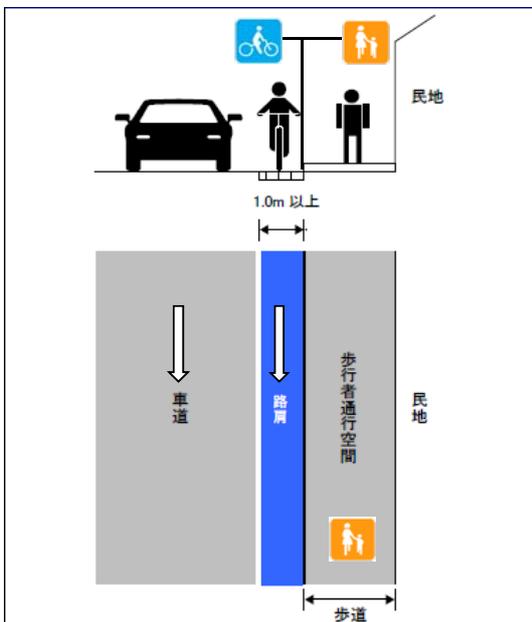
③ 自転車専用通行帯（暫定形態）



- 道路の一部として車道に併設され、区画線によって車道と分離され、歩道とは**工作物**によって分離された道路。
- 自転車以外の通行は認められていない。
- 1方向のみの通行。(自動車と同方向)



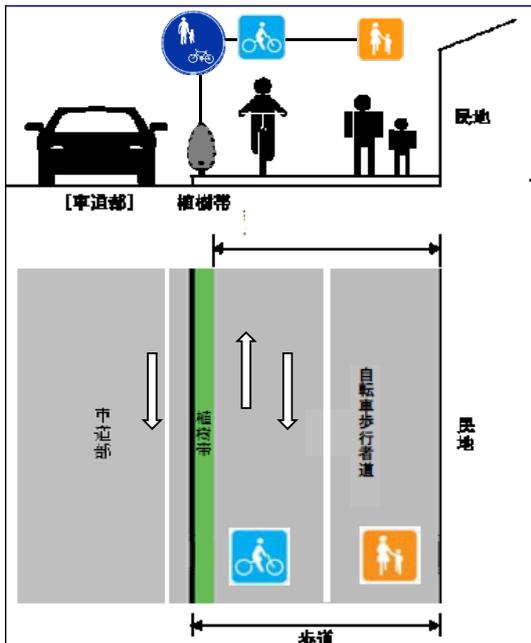
④ 車道混在型（暫定形態）



- 車道の左端を通行する。考え方は専用通行帯と同じだが、必要幅員を確保できない場合の道路。
- 自転車の専用ではない。
- 1方向のみの通行。(自動車と同方向)



⑤ 自転車歩行者道



- 歩道を自転車と歩行者の通行帯として区画線等によって分離した道路。
- 自転車は車道側を通行する。
- 交互通行が可能。



15

みなさんに考えて欲しいことは？

② 快適な歩道空間をつくるには？

みなさんにとって快適な歩道とは何ですか？

- ◆ 段差がない歩道
- ◆ 広々とした歩道
- ◆ 木陰のある歩道
- ◆ きれいな花々が咲いている歩道
- ⋮

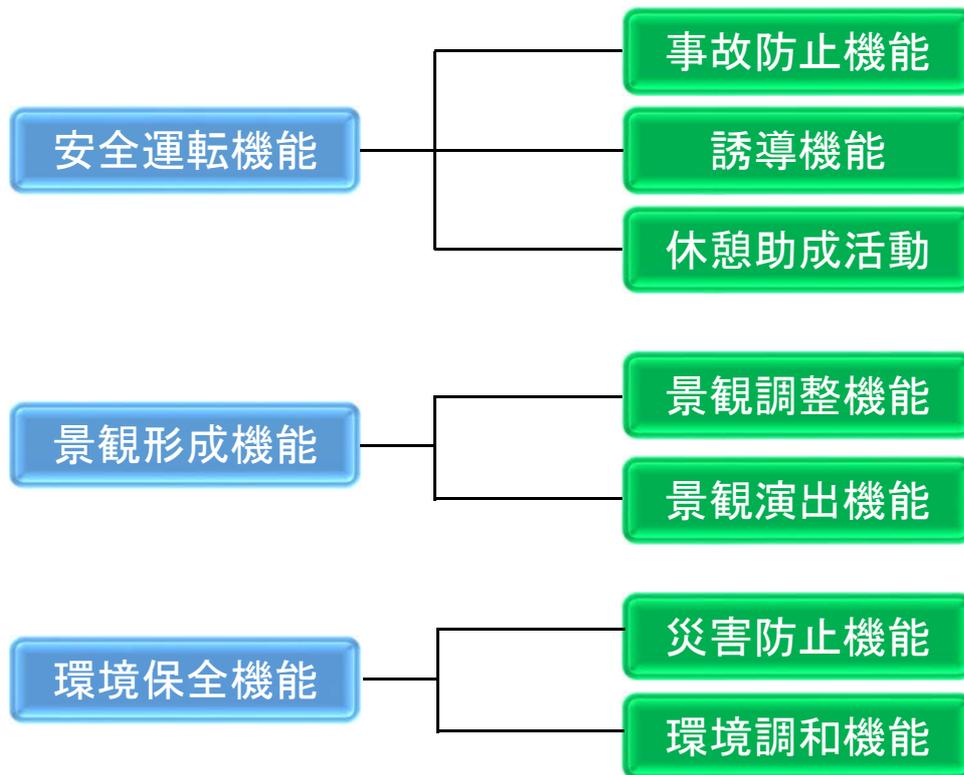
どんな素材の舗装？色は？形は？

歩道に植栽はある？いない？

どんな木がいい？ どんな花がいい？

16

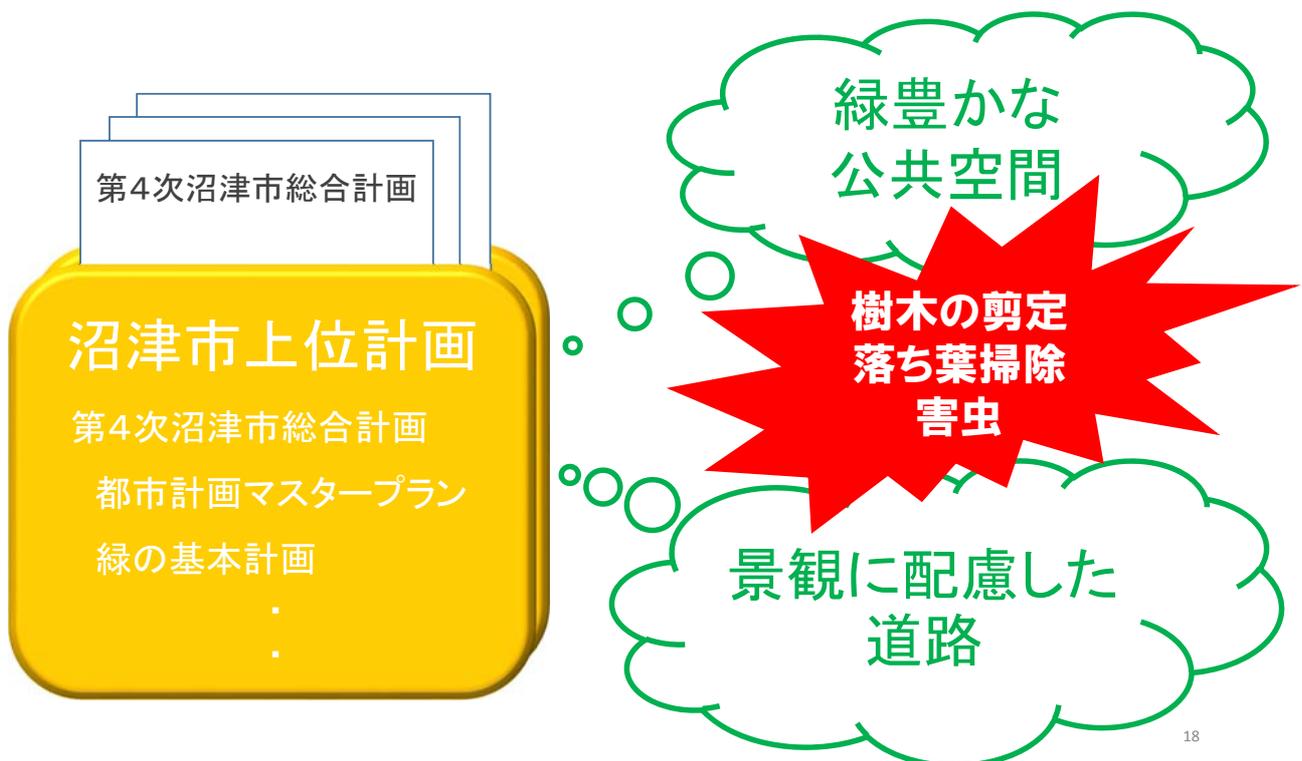
◆ 緑化によってもたらされる機能



17

みなさんに考えて欲しいことは？(道路植栽)

沼津市の道路緑化の現状は？



18

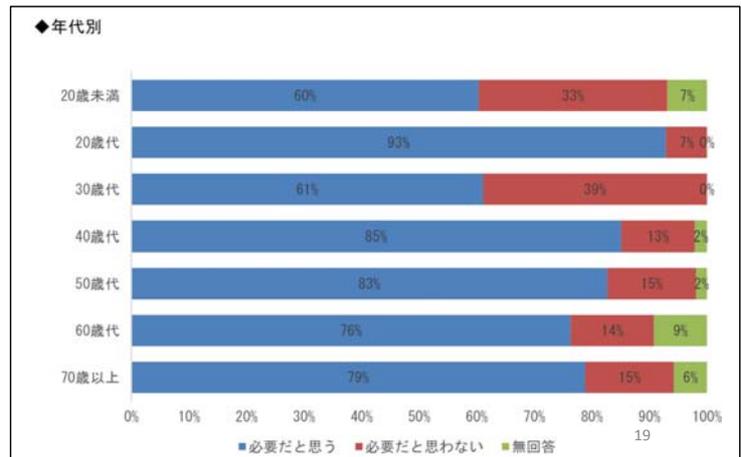
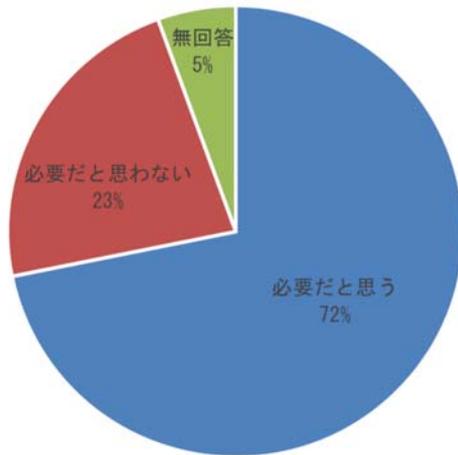
快適な歩道空間(道路植栽)



学園通り歩行空間植栽整備に関するアンケート調査

- 調査対象者：学園通り沿線の自治会、学校、事業所
- 調査期間（配布～回収）：平成28年1月～2月
- 配布・回収数：配布495枚、回収433枚（回収率：87.5%）

Q: 沼津駅周辺の歩道空間や駅前広場等に植栽は必要だと思いますか？



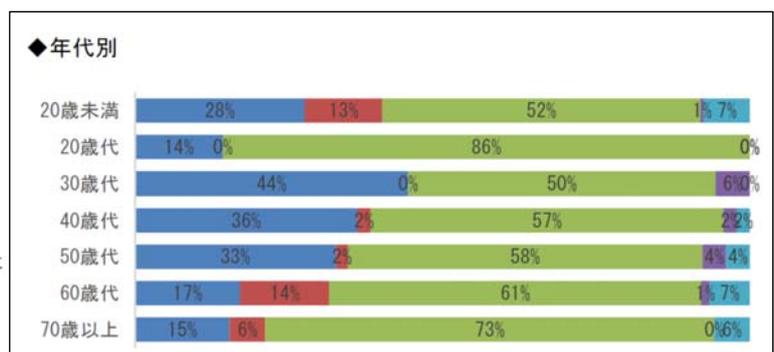
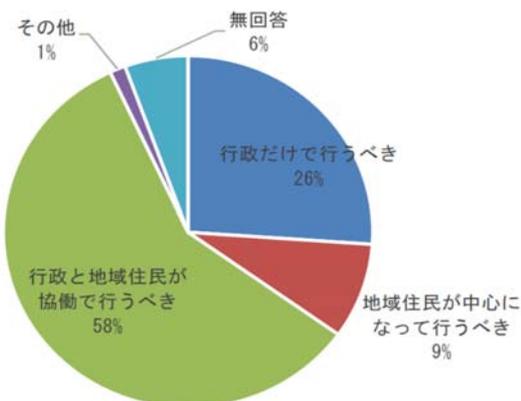
快適な歩道空間(道路植栽)



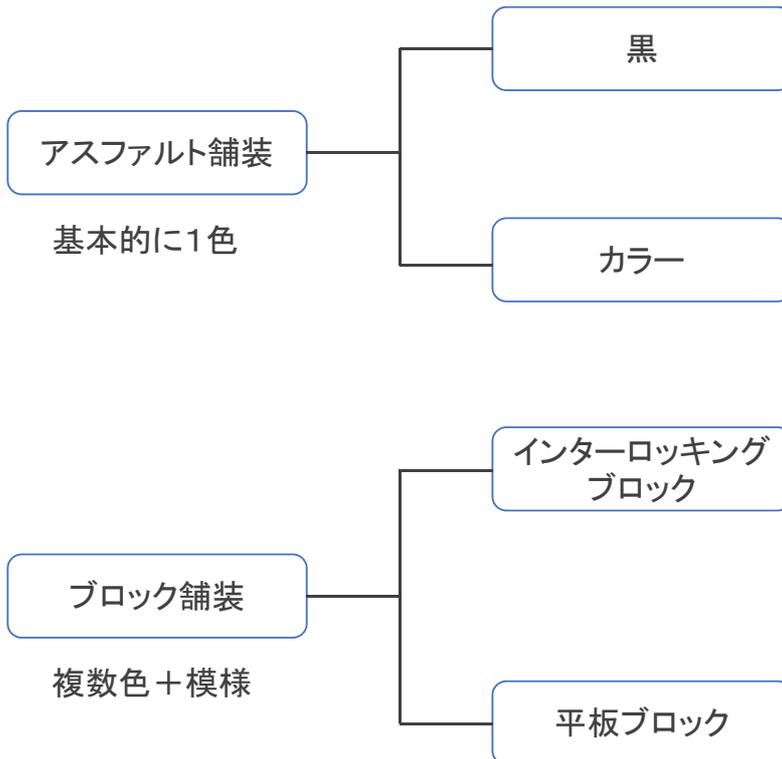
学園通り歩行空間植栽整備に関するアンケート調査

- 調査対象者：学園通り沿線の自治会、学校、事業所
- 調査期間（配布～回収）：平成28年1月～2月
- 配布・回収数：配布495枚・回収433枚（回収率：87.5%）

Q: 植栽の維持管理に市民協働を取り入れたほうが良いと思いますか？



快適な歩道空間(舗装材)



整備事例の紹介(自転車走行空間1)



場所 沼津市 下香貫宮脇
路線 (都)千本香貫山線
整備 視覚的分離



場所 沼津市 泉町
路線 (都)三枚橋岡宮線
整備 視覚的分離

整備事例の紹介(自転車走行空間2)



場所 沼津市 高島町
路線 (都)七通線
整備 構造的分離



場所 沼津市 三枚橋町
路線 (都)三枚橋岡宮線
整備 構造的分離

23

整備事例の紹介(自転車走行空間3)



場所 北九州市 小倉
路線 小倉駅前通り
整備 自転車専用通行帯



場所 横浜市 西区みなとみらい
路線 国際大通り
整備 走行位置の明示

24

整備事例の紹介(歩道空間)



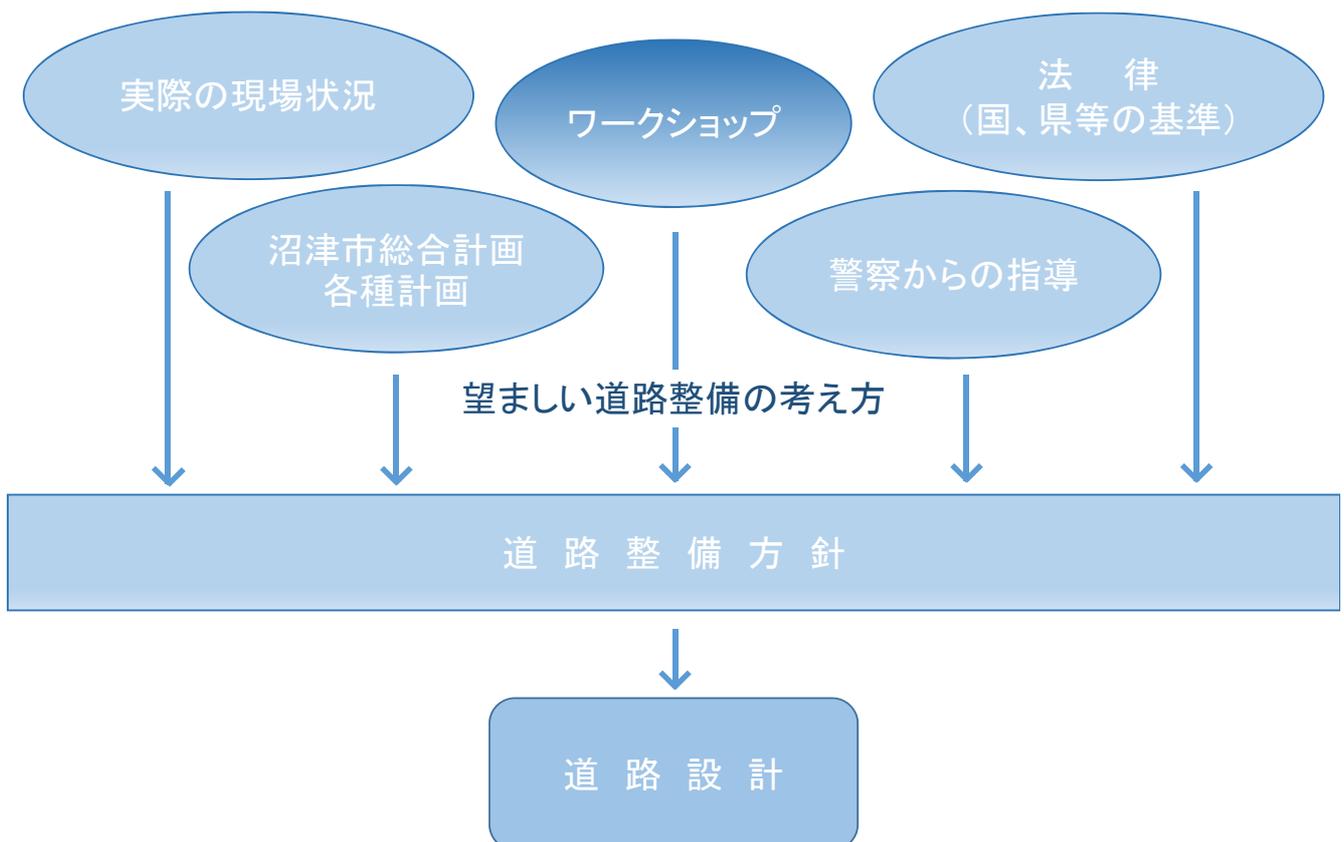
場所 沼津市 上土町
路線 (都)沼津駅沼津港線
整備 無電柱化
修景 (舗装)



場所 松山市
路線 市道一番町東雲線
整備 道路空間の再配分
無電柱化
修景 (看板の統一、舗装)

25

みなさんからの意見はどうなるのか？



26